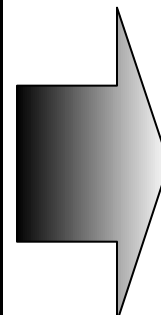


公共工事における入札制度の概要

【平成18年度まで】

設計金額	入札方式												
24億1千万円	一般競争入札 (平成6年12月1日～) 内容：24.1億円（10・11年度は24億3千万円、12・13年度は25億円、14・15年度は22億2千万円、16・17年度は24億3千万円）以上の建設工事について、工事の概要、入札参加資格などをあらかじめ公告し、一定の資格要件を満たした者により入札を行う。												
15億円	公募型指名競争入札 (平成6年12月1日～) 内容：15億円以上24.1億円（10・11年度は24億3千万円、12・13年度は25億円、14・15年度は22億2千万円、16・17年度は24億3千万円）未満の建設工事について、入札参加者を公募し、希望者から、たとえば工事期間を短縮する方法などの施工をするうえでの技術の提案等を求めこれを評価のうえ指名する。	条件付一般競争入札 (平成15年5月1日～) 内容：24.1億円未満の建設工事について、有資格業者名簿の格付け等級・評点、配置技術者の要件、同種、類似工事の実績、同規模工事の実績、地域要件などの条件を付して公告し、資格を確認された者により入札を行う。	総合評価方式 (平成18年8月1日～) 内容：条件付き一般競争入札の建設工事の中から抽出試行。 価格のほかに、企業や技術者の技術力等を評価し、技術と価格の両面から最も優れた者を落札者とする方式。 （高度技術提案型） （標準型） H19年より抽出試行予定 安全対策、交通・環境への影響及び工期の縮減などの施工上の提案及び簡易型の評価項目による評価と入札価格とを総合的に評価する。										
1億円 (一般土木)	技術評価型意向確認方式指名競争入札 (平成6年12月1日～) 内容：次表の建設工事について、指名業者数の2～3倍の業者を選定し、受注の意向を確認しながら併せて簡易な技術資料を求めこれを評価のうえ指名する。	<H18対象工事> ・3千万円以上の一般土木工事等から抽出 ・3千万円程度以上の橋梁上部工事	（簡易型） H18年より抽出試行 簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価と入札価格とを総合的に評価する。										
	<table border="1"> <tr> <td>一般土木工事</td> <td>1億円以上</td> <td>15億円未満</td> </tr> <tr> <td>建築工事</td> <td>2億円以上</td> <td>15億円未満</td> </tr> <tr> <td>電気・暖冷房衛生設備工事</td> <td>5千万円以上</td> <td>15億円未満</td> </tr> <tr> <td>その他の工事</td> <td>1億円以上</td> <td>15億円未満</td> </tr> </table>			一般土木工事	1億円以上	15億円未満	建築工事	2億円以上	15億円未満	電気・暖冷房衛生設備工事	5千万円以上	15億円未満	その他の工事
一般土木工事	1億円以上	15億円未満											
建築工事	2億円以上	15億円未満											
電気・暖冷房衛生設備工事	5千万円以上	15億円未満											
その他の工事	1億円以上	15億円未満											
5千万円	希望工種反映型指名競争入札 (平成6年12月1日～) 内容：次表の建設工事について、県が対象工種を施工できると認められる資格を満たした業者から、道路工事など自分が得意とする希望工種と併せて施工実績、技術力等を記載した申告書等を発注者に対して毎年度申告してもらい発注者が申告のあった者の中から希望工種等を考慮し指名することを基本とする。	3千万円程度											
250万円	指名競争入札 内容：5千万円未満の建設工事について、従来の指名競争入札方式を行う。	指名競争入札	指名競争入札										



【平成19年度から】

設計金額	入札方式	
24億1千万円	一般競争入札 (平成6年12月1日～) 内容：24.1億円（10・11年度は24億3千万円、12・13年度は25億円、14・15年度は22億2千万円、16・17年度は24億3千万円）以上の建設工事について、工事の概要、入札参加資格などをあらかじめ公告し、一定の資格要件を満たした者により入札を行う。	
15億円	条件付一般競争入札 (平成15年5月1日～) 内容：24.1億円未満の建設工事について、有資格業者名簿の格付け等級・評点、配置技術者の要件、同種、類似工事の実績、同規模工事の実績、地域要件などの条件を付して公告し、郵便入札により入札を行い、開札後、事後審査により資格を確認する。	総合評価方式 (平成18年8月1日～) 内容：条件付一般競争入札の建設工事の中から抽出試行。 価格のほかに、企業や技術者の技術力等を評価し、技術と価格の両面から最も優れた者を落札者とする方式。 （高度技術提案型） （標準型） H19年より抽出試行予定 安全対策、交通・環境への影響及び工期の縮減などの施工上の提案及び簡易型の評価項目による評価と入札価格とを総合的に評価する。
1億円 (一般土木)		（簡易型） H18年より抽出試行 簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価と入札価格とを総合的に評価する。
5千万円		
250万円	平成19年9月までは、移行期間として3千万円以上の工事において条件付一般競争入札を導入する。	